

公用車を活用したEVカーシェア事業に係る仕様書

1 趣旨

この仕様書は、公用車を活用したEVカーシェア事業（以下、「本事業」という。）に係るプロポーザル参加事業者募集を実施するにあたり、本事業において事業者が担う業務の詳細な内容について定めることを目的とする。

2 実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで（予定）

3 本事業において事業者が担う業務

(1) EV 2 台の調達及び市へのレンタル

(2) EV 2 台を用いた市民等への休日カーシェアリングサービスの実施

※ カーシェアリングサービスに供する日（以下、「休日」という。）は年間120日程度とする。ただし、令和4年度は事業開始時期が未定のため、この限りではない。詳細については事業者決定後、協議により決定する。

4 上記の業務について市が求める仕様の詳細

(1) EV 2 台の調達及び市へのレンタル

① 調達するEV 2 台の仕様について

- ・一般社団法人 次世代自動車振興センターが実施する「CEV補助金」事業の補助対象となっている2人乗りの電気自動車とし、市民等への啓発効果が高い車種を選択すること。

また、上記の補助金を活用して車両を調達する等し、可能な限り低廉なレンタル価格を提示すること。

- ・外部給電の機能を有し、災害時等に車両から電気を取り出して活用できる仕様であること。
- ・事故を軽減させるための先進的な安全装置が装備されていること。
- ・休日はカーシェアに供することを前提とし、カーシェア実施のために必要なデバイスを搭載すること。

② 平日の公用車としての利用について

- ・平日の車両保管場所は尼崎市役所 本庁舎駐車場とする。なお、平日の保管場所での充電により発生する電気代は市が負担する。

- ・以下に掲げるメンテナンスを最低限付帯すること。

ア 定期点検(6か月毎)

イ 法定点検

ウ 車検整備

エ 故障修理

オ タイヤ交換（必要に応じて。パンク修理含む。）

カ 消耗品交換及び補充

キ その他安全走行に必要な点検及び修理

- ・事業者は以下の費用を負担すること。

ア 上記のメンテナンスに要する費用

イ 自動車税

ウ 自動車重量税

エ 自動車保険料（任意保険・自賠責保険）

※任意保険について、車両時価・対人対物無制限・搭乗者1000万円の補償内容

を最低限含むこととする。

- ・上記のメンテナンスに要する時間が48時間以上になることが見込まれる場合、事業者は市に代車を提供すること。（2人乗り以上の一般的な乗用車であれば、車種は問わない。）
- ・事業者は、車両の故障や事故など不測のトラブルが発生した際、迅速に対応すること。

(2) EV2台を用いた休日カーシェアリングサービスの実施

① サービスの運営について

- ・休日にEV2台を保管するための場所を用意し、充電設備を整備すること。
休日の車両保管場所は、市民等の目につきやすく、カーシェアリングサービスを実施し易い場所が望ましい。
- ・事業者は、休日カーシェアリングサービスを実施するために平日の保管場所から休日の保管場所へ車両を配車すること。また、平日に公用車として車両を使用できるよう休日明けには再び平日の保管場所に車両を配車すること。
なお、市は休日の前日17時までに平日の保管場所に車両を配置することとし、事業者は休日明けの10時までに平日の保管場所に充電された車両を配置することとする。
- ・休日カーシェアリングサービス利用者の事故・トラブル等の問い合わせに対応し、サポートすること。
- ・多くの利用者が簡易に利用登録、車両の予約及び利用ができること。
- ・市と連携して、利用者に「あま咲きコイン」の付与を行うこと。
(ポイントの原資は市が負担する。詳細な方法については別途協議。)

② サービスの利用状況等に関する報告について

- ・事業者は、サービスの利用状況等のデータを収集し、月ごとに報告事項を記載した報告書を翌月10日までに本市に提供すること。
(例：総利用回数、日時別利用回数、利用時間、走行距離、1回利用あたりの平均走行距離等)

③ サービスの広報について

- ・休日カーシェアリングサービスの広報を行い、サービスの認知度向上及び利用促進に努めること。

5 事業開始時期について

事業者は、EV2台の調達及び市へのレンタル並びに市民等への休日カーシェアリングサービスの実施を、令和4年4月以降のできるだけ早い時期に開始できるように努め、遅くとも令和4年度の上半期中（9月まで）に開始すること。

6 支払い方法について

毎月末を締め日として、市はEV2台のレンタル料を毎月支払う。
(※適法な請求を受けてから30日以内に支払うものとする。)

7 留意事項

(1) 守秘義務

事業者は、本業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(2) 個人情報の保護

事業者は、本業務により知り得た個人情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(3) 損害賠償責任

事業者が本業務の実施に際し、尼崎市又は第三者に損害を与えた場合等にあつては、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(4) 損害措置

本業務の実施により、第三者に与えた損害は、尼崎市に起因するものを除き、全て事業者の責任として対応すること。

(5) 法令遵守

本守業務を履行するにあたっては、尼崎市契約規則（昭和41年尼崎市規則第9号）、尼崎市個人情報保護条例（平成16年尼崎市条例第48号）、尼崎市情報セキュリティポリシー等をはじめとする関係法令、規則等を遵守すること。

8 その他

本仕様書に定めのない事項が発生した場合又は契約後疑義が生じた場合は、市と事業者の双方で協議のうえ決定するものとする。

以 上